

平成26年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成26年 3月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成26年 3月12日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成26年 3月12日 午後2時58分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月12日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 日程第8 議案第9号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

- 日程第22 議案第23号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第26号 鞍手町道路線の認定
- 日程第26 議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第27 議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第28 議案第29号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等
整備工事請負契約の変更

平成26年3月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思っております。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第5 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の
一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の授業料の徴収方法の改定ですが、私立高校では今まで就学支援金制度という形になっていたと思いますが、公立高校については不徴収制度というのがあって、これがなくなったことに伴うものではないかと思いますが、これについていろいろな各機関から懸念があって、入学金とともに年間の授業料を一辺に払わないといけないというような状況が生まれるということから、国会でも少し問題にもなりまして、今年の2月5日に文科省から各都道府県の教育委員会に宛てて事務連絡が行われています。それで、新制度の授業料の徴収については、生徒保護者の負担に十分留意したものとなるようご検討頂きますようというような事務連絡が来ていると思いますが、これについて連絡が来ているのか、それと徴収について入学金とともに一辺に年間の授業料を払わないといけないのか、それについて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

議員お尋ねの件でございますが、私の方は、それは承知しておりません。ただ、この件について先日県の方で関係職員を集めての説明会があったというふうに聞いていますが、本校では、豊翔館の関係でうちの方から職員を1人行って説明を聞いて帰ってきたところでございます。いま、お尋ねの件についてはよく存じておりません。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ただ、今までは毎月なり払ってきたのですが、それを年間の授業料として一辺に、一時に負担が大きくなるわけですね。例えば3月とか4月とかに一辺に年間分を払わないといけないということの懸念から、高校の授業料を一辺に徴収しないように、一時的に保護者の負担にならないように、今まで通り払えるようなことに留意して下さいという事務連絡が文科省から県の教育委員会の方に来ているのです。

今回の議案ですが、条例案ではそのことは私もよく分からないのですが、一時徴収するようになるのか、それとも今までどおりの授業料の支払いということかということをお尋ねしたいのです。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これは、今度からは授業料を原則的に、今おっしゃいましたように授業料は徴収するということが原則となります。ただし、市町村税の所得割が30万4,200円以上の世帯について授業料を負担いただくということで、それ以下の方についてはこれまで通りに原則授業料の負担はございません。ただ、これについては申請主義でございますので、全員申請をして頂いて所得税等の審査を行いまして、原則といたしまして年収が910万円以下であれば、これまでどおり授業料の徴収はないということになっております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 8 議案第 9 号 平成 2 5 年度鞍手町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の 1 8 頁をお開き下さい。

1 款 議会費及び 2 款 総務費について、1 8 頁から 1 9 頁まで質疑はありませんか。次に進みます。

3 款 民生費及び 4 款 衛生費について、2 0 頁から 2 4 頁まで質疑はありませんか。岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

2 3 頁の予防費で、風しん緊急対策事業扶助費 2, 3 0 0 万円ほどが減額されていますが、素晴らしい事業だったと思うのですが、実際にはこれを何人ぐらいの方が受けられたのかをお尋ねします。

○ 議長 川野 高實君

保険健康課長。

○ 保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

風しん緊急対策事業扶助費ということですが、3 月 1 1 日現在で女性が 6 1 名、男性が 1 0 名、計の 7 1 名。金額にしまして 6 6 万 6, 2 1 9 円となっております。以上です。

○ 議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

最初に予算を計上した際の見積と大きくかけ離れたのですが、その原因はどこにあるというふうにお考えですか。

○ 議長 川野 高實君

保険健康課長。

○ 保険健康課長 長友 浩一君

当初は対象年齢の全員 2, 6 4 3 人でしたけれども、全国的に爆発的に風しんが流行するということの危機感を持って全対象ということにしましたけれども、実際は風しんの予防接種を受けた方が 7 1 人ということで、見込みがあくまでも全員ということでしたのでこの開きとなっています。以上です。

○ 議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5 款 労働費から 8 款 土木費について、2 4 頁から 2 7 頁まで質疑はありませんか。岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

25頁の農業基盤整備促進事業が1,300万円ほど付いていますが、その中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

この予算は、国が好循環実現のための経済対策を実施するために、補正予算を計上しましたことに伴いまして本町もこの事業を実施することにしました。この事業の目的は、生産基盤の整備レベルや事業規模等、地域の実状に応じて農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい施設の整備等の農地、農業水利施設の整備を実施するものでございます。

今回、新延南区営農組合が麦、大豆作付け拡大のため、地区内の排水補助水田に暗渠排水を実施することとしまして、事業に取り組むこととしました。

事業規模は農家数41名、受益面積8.9ヘクタール、補助単価は10アール当たり15万円の定額補助でございます。それ伴いまして総事業費が1,335万円となっています。

この事業は補正予算でつきましたので全額翌年度に繰り越すこととしています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、27頁から30頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

13頁から17頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

14頁の地域の元気臨時交付金、これは昨年度の補正予算で上がった分の交付税措置なのだと思うのですが、中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この地域元気臨時交付金の補正339万9千円につきまして、この元気臨時交付金につきましては、24年度の一次分と25年度の二次分という形になります。これは25年度の二次分になります。

この算出の対象となりましたのは、県事業の負担金に対する事業費が基になって算定され

ています。

具体的には、県事業で上松尾池の整備事業に伴う町の負担金に対して臨時交付金が充てられたということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

いわゆる元金交付金で二次分では339万9千円というのは、まるまる変な話浮いたという形になってくるのですか。一次分はどのくらいだったのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

一次分が270万円ございます。今宇田川議員が申しましたように339万9千円が臨時交付金として町に入ったということになります。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一般質問の時にも言いましたが、一次分で270万円、二次分で330万円、約340万円ですけれども、合わせて600万円程度が交付税措置によって本来鞍手町が負担しなければいけない分が、負担しなくてよくなったという形ですので、これを財政状況が厳しいから、これはよかったということで済ませるのでなく、浮いた分を是非とも他の分に充てて頂きたいということなのです。福祉の充実だとかいろいろなことがあると思いますけれども、その点について町長の考えを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

前向きに検討させて頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

14頁の土木国庫補助金の土木事業社会資本整備総合交付金が957万円ほど付いていますが、これはどういう交付金なのか、またどういう事業を対象にされているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

主なものは、国の補正予算に伴います調査業務委託料として、橋梁の長寿命化の修繕計画の策定業務委託、それと道路ストック総合点検業務委託に対する交付金で960万の増額になりますが、当初予算で計上しておりました橋梁長寿命化、全183橋中の50橋分でございますが、これが10万円の増額になります。

そして工事の補助金としましては契約額の60%ということで、これが13万円の減額になりますので、トータルで957万円の増額補正をさせて頂いております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第9 議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

西区用地がようやく全て売れたということですので、その経緯と中身について具体的に教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先日の2月26日の臨時議会におきまして、町長より行政報告をさせて頂いておりますこの西区用地B用地につきまして、特殊車両の企画立案設計製造販売を行う株式会社プレジールと、おでん材料の製造販売を行う有限会社伊藤食品に、それぞれB用地の約3分の1と3分の2に分割しまして販売することとしております。

それぞれ、行政報告させて頂いたとおり、まず株式会社プレジールにつきましては、一部を貸付特約付きの売買契約となっておりまして、まず、本年度に面積が1,725.03㎡、売買価格で1,076万4千円。10年以内に買い上げて頂くというお約束で、面積が1,718.62㎡、金額が1,072万4千円となっております。

伊藤食品につきましては、貸付特約付きの売買契約になりまして、3,301㎡を買い取りまして、2,059万2千円。それから特約付きの部分の面積が1,629.69㎡で、1,016万9千円となっております。

今回補正につきましては、通常の売買契約で買い上げて頂きました、プレジールが1,076万4千円と伊藤食品さんが2,059万2千円の部分で、合わせて3,135万6千円を補正計上という形にさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

最初にA用地が売れたときも価格の設定だとかをお尋ねしましたけれども、それが適正なのかどうかと、A用地との比較も含めて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

A用地につきましては、予定販売価格の6割ということで販売させて頂いております。今回B用地につきましては、B用地を一括で販売するのであれば同じ単価という形になりますが、今後それぞれB用地を分割して、3分の1、3分の2に分割して販売することになりましたので、その分割費用ですとか、新たに進入路を設けなければいけないというような条件で費用が掛かりますので、その分もいろいろ加味いたしまして平米辺りの売買単価はA用地の60%から65%という5%引き上げられた額となりまして、平米辺り6,240円という価格で販売させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回は貸付特約というのが付いています。これは業種も全然違う会社なんですけど、両方とも特約が付いているのですが、これは要するに先方の方から特約を両方とも求めて来たのですか。それとも鞍手町がこういうことでもいいですよというようなことで進めたのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この特約付きの売買に至った経緯につきましては、当初それぞれの先方さんが、まず先に欲しい面積というのが今回分割した部分というふうになります。

ただ、将来的には営業を拡大して行きたいという思いがありまして、今現在ではその部分については借地で対応していきたいということの申し出がありまして、この部分は町が受けたという形になっています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手町は専門学校で大きな授業料を払った経緯があります。特約ですから貸付に対しての賃貸料は入ると思うのですが、例えば10年後にやはり撤退するというようなことになった場合に、そこに構造物も出来ているわけで、最終的にそこは更地として賃貸している部分については返すとか、特約の中身についてはどういうふうになっていますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

貸付特約付き売買につきましては、まず10年以内に必ず買って頂くという形になっています。もし10年以内に売買が成立しない場合は、B用地で先行して買われた部分も返して頂くという契約になっています。

○12番 岡崎 邦博君

更地にして返すということですか。

○企画財政課長 三戸 公則君

当然これは構造物が建ちますので、更地にして返して頂くのですが、その費用については、今度は逆に一旦売った町の土地の部分に対しては、先方さんに逆にお支払いしなければいけませんけれども、その解体部分については差し引いて代金をお返しするという形になります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ということは先行して買ったもの自体も、清算するときには鞍手町が差引するというような説明だったのですが、そこは切り離すべきではないかと思うのです。

結局買ったような、買っていないような、はっきり分からない契約に受け取れたのですが、もしも会社が倒産したりだとか、必要がなくなったというようなときに、もう少しはっきりとした形しておかないと、専門学校のようにならないとも限りませんので、もう一度買ったところは買ったものとして向こう側のものになってくるのかどうか。売買代金自体は相殺することがあるのかなのか、私自身はそれは相殺する必要がなくて、構造物があるとすれば当然更地に、要するに賃貸契約を結んだ残りの部分についての構造物は、私は更地にして返してもらいべきではないかと思うのですが、もう一度詳しく説明して下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、それぞれB用地のプレジールさん、伊藤食品さんは道路に面した方を買上げられております。この部分については当然所有権も移転しております。それぞれのプレジールさん、伊藤食品さんの所有物になります。

その奥につきまして町有地として10年以内は借地として、10年以内に買上げて頂くという形になります。当然前の部分については買い戻し特約というのもつけておりますので、もし10年以内に何かの事情があつて撤退されるということになれば、買い戻し特約で、一旦所有権が向こうに移っておりますので、逆に鞍手町が今後その土地は買い戻すという形になります。

その時に、当然奥の部分が借地になっていきますので、使い前がないということになっては

いけませんので、買い戻し特約で買い戻すということになります。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

書いて説明したいと思います。

(町長「黒板に説明図を書く」)

今回、こちら半分を売却したのですが、まずはプレジールさんと伊藤食品さんと、実際に売買でやったのはこの部分です。それとこの部分を売買いたしました。

この部分とこの部分については、私が判断したのですが、銀行さんといろいろ話しまして、これだけ全部最初買うとなるとかなりの大きな金額になるということで、会社にあまり無理をさせたらいけないと判断いたしまして、半分は賃借いたしましょうと。その換わり10年以内に買って下さいということの特約を付けました。そしてこの部分だけお支払い下さいと。

ただし、万が一あってはならないけれども、お宅の会社が倒産とかになったときには、当然売却した土地についても鞍手町が買い取りますという買い取り特約も付けさせて頂きました。

なぜならば、ここがプレジールさんの名義になってもし会社が倒産すると、ここが競売とかになってしまいましたら裏の土地が使えなくなってしまいます。ですからここを鞍手町が買い取りますよという特約を付けました。

もう一つ、なぜ買い取り特約を付けたかのかというのは、銀行さんにとってもプレジールさんが銀行からお金を借りるときに、鞍手町が買い取るという特約を付けることによって銀行は安心するのです。ここにお金を貸すことに対して、何故ならばもしここが倒産しても鞍手町がこの土地を買い取ってくれるとなると、銀行はここに融資したお金が抵当権を設定していますので、鞍手町が払うお金が銀行に入ってくるということになりますので、銀行は取りはぐれることがなくなるということになります。

こちらも同じ意味ですね。この土地は売ったのですがここは賃借すると、賃借においては条例に則った賃貸料を頂くということにしました。ですから、ここを売却しても固定資産の減免は3年間減免になるでしょう。だけど逆に、ここを賃借することによってそれ相当の固定資産税に代わる賃貸料が直ぐに入ってくるということも考えました。ですから、初年度からお金が入ってくるようになります。

うちとしては、これを売却することによって、じゃあどこにリスクがあるのだということ考えた場合に、もし会社が倒産したりとかになったときには、この土地をどのように保全をしなければいけないのかということを考えました。

私が考えたのは、先程申しましたように全てを町が買い取りますという特約を付けさせて頂きました。以上でございます。

○12番 岡崎 邦博君

構造物はどちらが処分するのですか。

○町長 徳島 眞次君

結局代金を頂いておりますので、そこに構造物があれば当然町が買い上げますので、その時点で相殺する格好を取らせて頂きます。

○12番 岡崎 邦博君

分かりますが、構造物を壊すだけでも相当掛かりますよ。何にもならない。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今も工事が乱立してなかなか建設資材も入らないということも含めて、工期も年度内に完成は無理ということなので来年度ということなのですが、目処としては大体いつ頃完成する予定なんでしょうか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

今現在造成工事としまして1工区から5工区まで出しています。1工区、2工区につきましては、4月の中旬で完成する予定でございます。3工区から5工区につきましては、最終6月末ぐらいまでかかるかなと考えております。

いま発注しているのが、水道工事の一部と浄化槽と防火水槽の工事を発注していますが、防火水槽と水道の一部の工事については3月末までに完成いたします。浄化槽につきましては、4月末ぐらいまで掛かるかなと考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

結局、泉水の町営住宅の方々はいつ頃移られるのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

いまの予定でございましたら、年明けになるかなとは思っております。泉水の区長さんの方にもその旨のお話はさせて頂いておりますが、住民の方々に対しても今後説明会等がございますので周知をさせて頂きたいと考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第15号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けいたします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について31頁から47頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

32頁の特別職の給料です。これは109頁に明細書が付いているのですが、これによりますと昨年よりも135万ほど金額が上がっています。それについて説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

109頁の資料にありますように、その他の特別職の数が46名増えています。手前の議案でありました附属機関の設置条例の関係で新しく附属機関を設置する分がございます。そ

の委員会の報酬等が増えております。

前町長時代から特別職の三役の報酬の特例の減額を行ってまいりました。それが今年の3月31日で期限が切れます。それでその分が戻る形になります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

そうですね。前町長の時代に財政状況が厳しいからということで、22年の7月から26年3月まで町長は10%、副町長は7%、教育長は5%それぞれ減額しているわけですね。そして年間で200万円、4年間で800万円程度の経費削減になっています。

今度、徳島町長になられて徳島町長は前町長の政策を継承するという事で町長になられているわけですが、前町長よりも鞍手町の財政状況についてはどのような判断に立たれているのか、好転しているというふうな判断なのかどうかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。政策は継承すると申しましたが、正直いってその辺の報酬のことは知りませんでした。

1つは、新たなスタートとして教育長、副町長にも及んでおりますので、私はこれではないかと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私自身は鞍手町の財政状況が好転しているということであれば、条例に戻しても良いのではないかなというふうな気はしています。

ただ、町の財政力指数でみますと、平成21年では0.48の財政力指数でした。しかしこれがピークで年々悪化しています。22年度は0.47、23年度は0.45、24年度は先日の中でもありましたように0.43です。そういった財政力指数というような指標で見ても鞍手町の財政状況が好転しているというふうには言えなくて、寧ろ財政状況はより厳しくなっているのではないかというように感じています。

そういった中で申し訳ないのですが、町長、または副町長、教育長の給料を条例どおり戻していいものかどうかというふうな気がしているわけですが、その辺、私の説明を聞いた中で町長としてもう一度ご答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

基本的な考えは、私は議員さんの歳費にしましても、そんなに私は、もう少し逆に上げる

べきだというふうな考えを持っています。当然三役にしても今一生懸命やっておりますので一生懸命やって逆に報酬を下げられるということは、本来不本意だと認識しております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次に、36頁の役務費コンビニ収納手数料です。140万ほど上がっています。

町がコンビニに支払う手数料は1件当たり幾らになるのか、またコンビニを利用することで収納率は何パーセントぐらい上がるというふうに見込んでいるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

会計課長。

○会計課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

コンビニ収納に掛かる手数料につきましては、納付書1枚につき59円の手数料が発生します。ここで139万4千円計上しておりますが、これは現在鞍手町が発行しております納付書の総数、例えば町税、家賃等を含めた納付書の総数が大体5万件くらいというところで、これの大体4割ぐらいがコンビニの方に回るのではなかろうかと、これもまだ初年度ですので確定した数字ではございませんけれども、先進地、先行して行っているところの事例を参考にして大体4割程度を見込んでおります。

収納率の件につきましては、これによって収納率が一気に上がるというようなことまでは想定はしておりません。これに該当の課ともお話をしたのですが、納付の環境整備、まずはこれを優先するということからコンビニ収納にも取り組むということにしております。

以上です。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

補足いたします。

収納率に関しては、コンビニ収納に替えたからといって必ずしも上がるとは思っておりません。今会計課長が言いましたように、先進地の自治体に確認しましても、納付書で金融機関で納められている方がコンビニを使うと。

口座振替をされている方が近くのコンビニで納めるというような感じが一番大きな傾向だと思っておりますので、まずは住民サービスのためにコンビニ収納を始めようと思っておりますので、収納率に関してはそんなに上がる見込みではありません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程も財政状況を言いましたが、鞍手町の財政状況を考えると、勿論納める方の環境整備も大事ですが、今第5次の行財政改革に取り組んでいるところです。その中で口座振替の利用促進と再振の廃止ということで、ここやっと60万円ぐらいの効果が出ているというような25年度の行財政改革と審議会の中での報告があります。

特に口座振替の利用促進することで収納率を上げようというようなことにもなっているわけですが。尚且つ、口座振替の手数料は1件当たり10円です。これの約6倍の費用を掛けて尚且つ、収納率が上がらないというようなことであれば行財政改革に全く逆行するような形になるのではないですか。

尚且つ、今、鞍手町木曜日の時間外で庁舎を開けています。それによって窓口の取り扱いが会計課では年々取り扱いの件数が増えています。24年度ですか年間1,000件ぐらいの取り扱いになっているのです。まだまだ知らない方も多いです。ですから行革を進める意味からもこういった口座振替を推進したり、木曜日、今度は年度末初めの日曜日もするようになっていますが、そういった時間外の窓口を開けているというようなPRをすることの方が私は重要ではないかなと思いますけれども、その辺は町長のお考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございました。

これは1つのプラスサービスの一環と考えております。滞納者の言い訳というのが、銀行が3時に閉まっているからとか、役場に8時に持って行ったら誰もいなかったとか、そういうふうな言い訳というか滞納者の言い訳というのがかなりあるのです。支払われる方の言い訳というのが、そうふうなことも1つ解消しなければいけないということもございます。

それとやはり、本町は高齢化してきています。役場まで距離的なものもあるでしょう、お年寄りの方で距離が遠い方というのは役場まで、仮に7時まで開いていてもなかなか距離的なものもある。コンビニだったらいろいろなところにありますので、これはサービスの充実という意味で取り組みをやらせて頂きました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長のお考えはよく分かるのですが、最終的な収納率は上がらないということなんです。ですからいろいろな言い訳はあるのですが、結局は納めない人は納めないのです。コンビニで振り込もうと思っても納めないのです。むしろ口座振替できちんと入っているひとが、例えばコンビニになってしまっただけで手数料が余分に掛るというようなことが説明では想定されません。

鞍手町の場合は提携金融機関も西銀があったり、農協があったり、今度は信用金庫も提携

がありますし、35km²ぐらいの小さな町ですから、今までの状態と比べてコンビニが出来てもそんなに代わらないだろうと。コンビニでの振り込みをしてもしなくても、先程説明があったように収納率が変わらないか、むしろ下がるかも知れませんが、利便性もそんなに変わらないと思います。ですから行革の観点から考えて、一応当初予算としては付いていますけれども私が指摘した中身を考えて頂いて、ご検討して頂ければと思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について47頁から72頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

49頁の地域ケア会議ですが、これについては昨年の9月に質問の中でちょっと触れています。

ここは老人福祉総務費ということで予算が計上されていますけれども、昨年の3月には厚生労働省の老健局計画課長から都道府県とか中核市等に地域包括支援センターの設置運営についてというような文書が出ています。

昨年の9月にも指摘をさせていただきましたが、名前は地域ケア会議という会議ですけれども、この中身が変わって、これは地域包括支援センターが地域ケア会議を主催するという位置づけに変わっています。そういった意味からすれば、ここの老人福祉総務費よりも、55頁の13目の地域包括支援センター事業費の中に私は入るべきではないかなと思います。如何ですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

49頁にあります地域ケア会議の委員の報酬の件ですが、これは一応施設関係者、民生委員、在宅介護センターの関係で高齢者の処遇に関する調整や養護老人ホーム措置の決定を行うということで今年度も上げさせて頂いております。

いま言われましたように、地域包括支援センターの中でするべきではないかということですが、一応地域ケアの方は養護老人ホームに措置入所させる場合の会議のためということでしておりますので、従来どおりこの項目で上げさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ですからまあ名前が同じ名前なんですけど、地域ケア会議の中身が変わっているのです。今言われているようなところが多いというふうに指摘はされています。これは2012年までですね厚労省の老健局長の宮島さんという方が書いた本ですが、大体自治体の1, 202市

町村で77%が地域ケア会議を開催しているけれど、今課長が言われたような中身になっていて、本来これからの地域ケア会議というのは個別に医療関係者またはリハ、または口腔ケア、栄養士等を含めて、それぞれの方のQOLをどうやって高めていくかというような会議をすべきというふうになっているのです。

一般質問でも言いましたように、鞍手町は高齢化していく中で非常に地域支援センターが重要なところになるのです。それをいかに有効に活用していくかというのが地域ケア会議がどういうふうな形で主催され、運用されていくかというふうにかかっています。

ですから、今言われたようなものとは全く違う考え方で、地域ケア会議については捉えるべきではないかなというふうに思うのですが如何ですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

地域包括支援センターの方でも、以前鞍手支部にいたるときもケア会議等があったのですが、その分に関しても各市町の方に下りて来た時点で、ケア会議をどういうふうな形にするのかということの話をしています。

うちの方でもケア会議を進めて行きながら、他の市町村とも協働しながら鞍手支部とも話しながら進めて行くということは考えていますが、予算的なものはこの中に上げておりません。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

広域に包括支援センターがあったときはいいのですが、いま鞍手町に包括支援センターがあるわけですから、鞍手町の包括支援センターが主体とならないといけないことなんです。ですから当初予算でこういうふうにはなっていますが、今私が指摘したことを踏まえてもう一度検討して下さい。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について72頁から78頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について79頁から88頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について88頁から108頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

99頁の子ども読書活動推進計画策定委員の報酬が2人で2日というふうに出ていますが、委員の構成はどういうふうになっているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まだ案の段階であります。一応6名ということで、保育所、幼稚園の関係者から1名、小学校、中学校の校長会の代表、鞍手町の地域活動指導員から1名、鞍手町の読書ボランティアから1名、教育委員会の職員から1名、社会教育委員の関係者から1名、こういう構成で策定委員会を構成するようにしております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

くしくも、私達は先日この子ども読書活動推進計画について行政視察に行ってきました。これは岡山県の早島町という、岡山市に隣接する町で人口が1万2千人ぐらいの町ですが、ここについては、推進計画は第2次計画を今策定しているところです。

福岡県でも60市町村の中の40市町村は策定しているということなんですが、早島町の委員の構成を見ますと、あそこには立派な図書館があるわけですが、図書館の協議会委員という方が1人と図書館のボランティア代表が3名、小学校、中学校の司書がいらっしゃって、それぞれが1名ずつ、児童館の館長が1名、幼稚園、保育園がそれぞれ1名ずつ、後私立の保育園から1名、福祉課または町民課から1名、木の実会代表はおそらく住民のボランティアだと思えますが1名、町立図書館の司書が1名ということで、教育委員の方とか社会教育委員の方とか、校長会の方とか、そういう方はいらっしゃらなくて、住民本位の中で、また図書が一番詳しい方達を中心になって策定しようということで策定されています。

これをそのまま鞍手町の中に置き換えて出来るかどうかというのは分かりませんが、いまお聞きしたところでは、やはりそういった行政関係の方が少し多いのではないかなという気がします。

例えば、読み聞かせの方かどうか分かりませんが、読み聞かせの会の方とか、朗読の会の方とか、鞍手町はそういった図書に関係して活動されているグループもあります。そういった方も入れたり、保育所と幼稚園とそれぞれ1名ずつ入れたりというようなことで、もう少し幅広い方達の意見が吸い上げられるような構成が必要ではないかなというふうに思いますが、その辺は如何ですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まずうちの方も第1期ということで、今教育事務所等から指導を受けながらこの策定をする計画を進めております。その中で、先程私が言いましたような策定委員の案を上げておるわけですが、鞍手町はご存じのように図書館とか司書というような方を配置しておりませんので、まず第1期目の27年から31年の5年間で第1期というふうになるわけですがけれども、鞍手町の中で私が言いましたような読書に関する専門的な知識を持っている方はこういう方ではないかなということで上げています。

これも見直しをかけながら、今言われましたような、例えば先進地の事例等を参考に考えていきたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

15頁から30頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長の最初の提案説明の中で、鞍手町を魅力ある住みたい町へということから、第1に子育て支援と教育振興というふうに言われていました。

安心して出産育児が出来た環境づくり、子ども達が生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育関係を一体となって醸成されるよう教育の振興に取り組むことを掲げたという柱が言われています。ただ、先日給食審議会がありまして、数年前に小学校で言えば3,800円から4,300円に500円値上がりしたのですよ。中学校も4,300円から4,800円。今度は消費税が3%上がると、アベノミクスで物価上昇分2%加えて、それでまた200円ずつ給食費を上げますと、このまま上がらなかつたら給食カロリーを減らすか、1品減らすしかありませんということだったのです。

これでは子育て支援に逆行しているのではないかというふうに思います。これはまた消費税の場合は今度来年の10月から10%に上がるかも知れないという状況です。そういった場合にまた給食費がその分値上げということにもなりかねません。

以前、一般質問で学校給食について、この給食は食育で教育の一環であるということからいろいろ一般質問させて頂きました。食材料が高騰したりだとか、いろいろなことの状況があった場合に町の方から補填しますというような前町長の答弁も頂いています。

ですから、はっきりいって値上げされて、そういうふうな理由を言われますと断りようがないのです。子育て支援をするのでしたらそういうところも細かく見て頂いて。

これは今総括みたいなのですから。

○議長 川野 高實君

出来るだけ議案にそって。

○11番 宇田川 亮君

提案説明でこういうふうになっているわけですから、子育て支援の第一の柱で上げているわけですから、そういった中身としてそういうことでいいのでしょうかということですよ。

お答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

審議会の話は、私は初めて耳にいたしました。議員がおっしゃるように当然私は教育と福祉には力を入れるということを謳っています。いま1度検討させて下さい。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

早く進んで聞けないところがあったのでお尋ねしたいのですが、先程の補正予算の中でもお尋ねしましたが、68頁に風しんの緊急対策扶助費が上がっています。

これはおそらくワクチンの補助だと思のですが、去年はやはりそれが非常に少なくて予算もかなり減額補正してしまうことになったのですが、わたしはそこで考えたのは、他の自治体もやっていますが、まず風しんのワクチンを打つ必要があるのかどうか、抗体があるのかどうか、陽性反応をまず調べるといふことに補助金というか、助成をしたらどうかというふうにするのですが、その辺りはどうですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

本町では昨年の6月に風しんワクチンの接種について実施したところですが、その段階におきましては、漏れなくというとおかしいのですが、抗体値を確認しなくても予防接種が出来たということがあって今に至っています。実際は秋頃から国はワクチンが足らなくなった時期もありまして、抗体値を確認してから打って下さいということで、抗体値を確認する場合は県が打った場合は無料で県が助成して打つという対応をとっています。

本町でもすでにワクチンが足りないという状況は聞いていませんので、このまま受けて、予算上は1万円として126人分なんですけど、今回当初予算であげさせて頂いてということで、余所はいま言いましたように抗体値を検査してするというのが一般的にはされています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それはよく分かるのですが、本人自体が打たなくてはいけないのかどうか、自分の中に抗体があるのかどうかというのを知らない人が結構いるのではないかと思います。個人的な話で申し訳ないのですが、うちの娘もあるのかどうかと言って話をしていましたので、何年から何年までの人は予防接種をしているけれども、何年から何年まではしていないとか、その辺がはっきりご本人が自覚していないのではないかと思います。それで年数も経っていたりして、十代の頃の話で10年も経てば覚えていないとか、いろいろな状況も考えられるので、余所の自治体もしていますので、まず抗体の陽性かどうかということも検査すべきではないかと。特に県が助成するというのであれば、その事業を町で、それに乗ってすることもいいのではないかなと思うのですが、如何ですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

先程言いましたように、本町では抗体値の検査までしていません。その理由は抗体値を検査する前にすぐに打って下さいということなのです。雇ったからでは遅いですよということなんです。本町のスタンスでは抗体値を受けに行って、また病院に行って、2回の間に感染しても意味がありませんので受けて下さい。

当時6月の時でも国の方も抗体値があるかないかよりも、先ず打って下さいというのを進めていましたので、私の方も先天性の風しん症候群に罹らないという観点から、抗体値を調べるよりも受けて下さいというスタンスで今まで来ました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

もう一つ聞き忘れたのがあったのでいいでしょうか。95頁の教育費です。資料は頂きましたけれども、中学校の建設に掛かる費用が5億外構工事も含めて出ています。

この後あると思いますが、補正でも今度新たに金額が繰越明許になるということで変わるということで金額も少し変わってきます。これで大体の中学校建設に係わる費用が出尽くしたのかなと思うのですが、まだその外にあるかどうかははっきり私は承知していませんが、事業費ベースで総額として幾らになるのか、また後備品等いろいろ掛かると思います。机なり何なり、そういった物も含めれば幾らになるのかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

総額としましてこれまでやってきました24年度の学校等の取得費、それから建物の取得

費、それから25年度の体育館の工事及びプールの工事、26年度最終年度に行います外構の工事を合わせまして、総額で約24億円となる見込みでございます。その他に備品費が約2,400万円ほど見込んでおります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

後その他に、開校までに想定されるような費用はありますか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

学校の工事等についてはございませんが、例えば通学路の整備とか、安全のための街灯、防犯灯というものは別にあると思います。ただ今私どもが想定していないようなものが、ひょっとしたら校舎の改修でございますのであるかも知れませんが、全体的には今の計画ではありません。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第16号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 14時19分

再開 14時36分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは、報告をさせていただきます。

委員長に久保田正之議員、副委員長に原哲也議員、以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に、日程第16 議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

国保財政が累積で相当な額になってきています。昨年初めて、私も見落としていたのですが、9月補正だったか初めて法定外の繰入をやったということですが、今年度の法定外繰入の額、それから来年に向けて、この新年度予算には法定外の繰入というものがあるのかどうかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

法定外繰入ということですが、法定外繰入の中身なんです、公費医療の現物給付に係る医療費波及分という長い名目になっていますが、それが26年度は965万4千円計上させて頂いております。

この分については、前々年度の金額をもって上げさせて頂いておりますので、27年度も先の話ですが、24年度から上げさせてもらいましたから、24、25、26、予算要求はしたいというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今度の当初予算は26年度ですけれど、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

今後も要求していくのかというふうに捉えていましたので、27年度というふうに答えましたが、24年度の3月議会の時に補正で24年度を上げさせてもらいましたが、25年度、26年度は当初予算で上げさせてもらっているような状況ですので、今後も当初予算の中で予算要求をしていきたいと考えていますというふうな答えです。

法定外繰入の金額は、26年度は965万4千円です。因みに25年度が985万9千円です。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

その法定外繰入約1千万入れてもらっていますが、それでも累積赤字が増える一方ということで、25年度の予想はまだつかないと思います。5月末の締め切った後ぐらいでない、その辺の予想がつかないのですが、それにしてもここ2～3年が大幅な赤字と、単年度赤字

を繰り返して来て、この1千万円では足りないのではないかというふうに思うわけです。

このままいけば、また国保税の引き上げという形にもなって来るのではないかと。今の状況は4月から消費税も上がって物価も上がると。だけど収入は増えないという状況の中でまた国保税を上げますよということになれば、本当に生活が出来ないということにもなってきますので、担当課からの要求は約1千万円、900何十万ですけれども、その辺はまずは最低限単年度の赤字を出さない程度、それからプラス今でも高すぎるといわれている国保税の引き下げのためにも法定外繰入はもう少し増やしていいのではないかと。

小竹町も去年はなくなったのかな、その前までは確か5千万円ぐらい入れて来たということも聞いていますし、鞍手町でもそういうことで考えて頂きたいというふうに思いますが町長の答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

国保に関しましては、本当に厳しい状況下ではございますが、平成29年から県の広域扱いに移行すると伺っています。ただ県が取り扱うということで地方の行政においてはその後どうなるのだろうかという懸案事項もありますが、来月から消費税も上がるということで、なるべく町民の皆さん方に負担が掛からないような施策を講じていきたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

何度も同じようなことを毎年聞いていますが、今現在の滞納というか残っている額、返還期間はとくに終わっていますが、これをずっと回収していかないといけない。今回の回収金の予算で言いますと84万4千円ということで、残っている額からすれば相当少ない額なのです。まずは今残っている額は全体でどのくらいあるのかお答え下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

お答えいたします。

平成26年2月末現在で2,627万7,816円となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

2,600万ほど残っていて返済期間も終わっている。しかも単年度の予算が80数万円。この状況でいえば何十年かしないとこのようにならない。しかもその内に対象者は亡くなっているのではないかという方もおられるのではないかというふうに思います。

姿勢として、これを本当に早く解消しないといつまで経っても残ったままで、この会計を毎年毎年私も同じようなことを聞いていかないといけないのですが、町長の姿勢としてどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは非常に生活困窮者の方で、なかなか支払いが困難であるという方が多分におられるのです。私も町長にならせて頂いてこの件を担当課に聞いたのですが、最低限の生活基盤を脅かして取り立て出来るのかというと、これがなかなか難しいところでありまして、そういう状況で何とか回収の方には努めて参りたいと思っておりますが、いかんせん、今申しましたように生活が第1ですので、私も何と申していいのか、とにかく回収の方に担当課と一緒に頑張って努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

残っているのは生活が云々ということではないのです。自分の家、土地を買ったり、新築

したりというところで借りて、返しますよという約束の下から、返済期間も相当な年数があるわけで、それでもこれだけ残っているのです。

急に生活が悪くなったわけでもないと思いますし、元々これだけのものを返済能力があったのかどうかというのちょっと首を傾げるところもあるのです。ですが、町としてはこれは回収していかないといけない。

前と違って今までのような、毎年こういう80数万円、多い時で何百万かあったと思いますけれども、これは本当にどうか策を講じて回収して、何とかこれをなくしていかないといけないというふうに思うわけですが。なかなか答えにくいと思いますが同じような質問になると思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

鋭意努力して、少しでも回収をやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 1 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 1 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第26号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第 28 議案第 29 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 28 議案第 29 号について提案説明を申し上げます。

日程第 28 議案第 29 号は、中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手町中学校改修等整備工事請負契約の変更であります。

同事業で行う鞍手町立鞍手町中学校改修等整備工事は、平成 25 年 1 月 1 日に前田建設工業株式会社九州支店と請負契約金額 1 億 6, 286 万円、工期 平成 25 年 1 月 12 日から平成 26 年 3 月 25 日までの 134 日間として契約を締結し、工事を進めておりましたが、年度内の完成が見込めないことにより、平成 26 年度中まで工期を延長することといたしました。

今回、設計変更による増工があること及び消費税率が改定されること等により、請負契約金額を 1 億 2, 262 万 2, 120 円増額し、1 億 5, 848 万 2, 120 円とし、工期を 358 日間延長して、平成 25 年 1 月 12 日から平成 27 年 3 月 18 日までの 492 日間として請負契約の変更を行うものであります。

以上が日程第 28 議案第 29 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第 29 号について質疑はありますか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

工期が延びて来年の 3 月 18 日までというふうになってはいますが、昨年の臨時議会だったですか、そこで出来るだけ早く契約して、議案も通してということで早めに中学校を建設したいというような考えだったと思うのですが、工期は 3 月 18 日までになっていますが、予定として大体どのくらいに完成する見込なのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

工事は校舎の改築につきましては、概ね 10 月末日を建物自体の出来上がりとしまして、その後検査等を行いまして、12 月頃からは備品の搬入等が出来るようになっております。

それから体育館の新築工事につきましては、工事自体は 2 月いっぱい終了をしまして、その後検査等が行われるというようなことで 3 月 18 日までを工期とさせて頂いています。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 29 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 29 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日 13 日から 19 日までの 7 日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日 13 日から 19 日までの 7 日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14 時 58 分